420000

**分区内構築物用途承認申請理由書**

１　具体的用途

２　建設の必要性と目的

３　事業行為と港湾との関係（貨物別年間取扱量、輸送計画等）

４　工事種別（新築、増築、改築、修繕等）

５　面積（建築確認申請書記載数値）

①　申請部分の敷地面積　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡

②　申請部分の延床面積　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡

６　臨港地区内行為届出履歴

①　　　　　年　　月　　日　　　　　④　　　　　年　　月　　日

②　　　　　年　　月　　日　　　　　⑤　　　　　年　　月　　日

③　　　　　年　　月　　日　　　　　⑥　　　　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

備考：　添付図書等については裏面を参照してください。

Ⅰ　名古屋港の臨港地区内に建設される構築物の建築主は、建築主事に建築確認申請書を提出する前に、

　　名古屋港管理組合管理者に次の書類を提出し、用途承認を受けて下さい。

　　　　　　１　建築確認申請書（正本）　　　　　　　１部

　　　　　　２　分区内構築物用途承認申請理由書　　　１部

Ⅱ　分区内構築物用途承認申請理由書には、次の図書を各一部添付してください。

　　書類　　１　建築確認申請書正本の１面から６面までの写

　　　　　　２　公有地賃貸借契約書（写）

　　 ３　関係監督官庁届出書・許可書・公的開発計画書・同意書（写）

　　　　　例　①防火対象物工事計画届　　②緑化協議書　　　　③工作物設置等許可申請書

　　　　　　　④工作物設置等承認申請書　　　⑤構築物建設許可書　⑥排水許可申請書

　　 ４　し尿浄化槽に関する念書

　　 ５　し尿浄化槽カタログ

　　 ６　し尿浄化槽調書（写）

　　図面　　１　位置図　　　　①名古屋港の何処の箇所に位置するか判る図面を添付すること。

　　 ２　配置図　　　　①敷地内のどの位置に建築物を設置するか判る図面を添付すること。

　　 ３　敷地求積図　　①境界杭及び敷地求積計算表を図面内に記載すること。

　　 ４　建築物平面図　①建築面積並びに床面積合計の求積計算表を図面内に記載すること。

　　 　　　 ５　建築物立面図 ①図面内にベースカラーとアクセントカラーのマンセル記号を記載するこ　と。

　　　　　　　　　　　 ②カラーチップがある場合は貼付すること。

　　　　　　　　　　　 ③マンセル記号については、名古屋港カラーマニュアルを参照すること。

　　 ６　完成予想図

　　 ７　断面図　　　　①護岸、控構造物、タイロッド、構築物、構築物基礎及び基礎杭等を図面

　　　　　　　　　　　　内に記載すること。

　　 ８　基礎伏図　　　①護岸、控構造物、タイロッド、基礎杭を図面内に記載すること。

　　 ９　護岸断面図　　①管理組合で複写すること。

　 １０　緑化計画図　　①緑地面積の求積計算表を図面内に記載すること。

　 １１　排水系統図　　①雨水、汚水、雑排水の経路を色分けすること。

　　　　　　　　　　　 ②放流口が判るようにすること。

注意　１　敷地面積が5,000㎡以上又は延床面積が2,500㎡以上の工場又は事業場の新設や増設をする場合は、臨港地区内行為届出書を工事開始の日の６０日（工事開始日を含む。）前までに提出し、本書にその受理書の写を添付すること。

　　 ２　工場の新設や増設をする場合で、工場立地法に基づく届出をするときは、本書にその受理書の写を添付すること。

　　３　港湾隣接地域指定区域内で構築物を建設する場合は、構築物建設許可を受け、本書にその許可書の写を添付すること。

　　４　西部貯木場に排水する場合は、貯木場内排水許可を受け、本書にその許可書の写を添付すること。（本組合港湾管理事務所に照会すること。）

　　 ５　乗入口の設置・拡幅については、本組合管財課に照会すること。

　　 ６　臨港道路の排水施設に排水する場合は、本組合管財課に照会すること。

　　 ７　し尿浄化槽は、浄化槽法に従い、合併処理浄化槽を設置すること。（本組合環境担当に照会すること。）

関係法令　　１　港湾法第３９条、第４０条、第４０条の２、第４１条、第５８条

　　　　　　２　名古屋港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例